

# 「最低賃金についての労働省布告」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

## 最低賃金についての労働省布告（第八版）

賃金委員会は被雇用者の受け取っている賃金レートに係る事実関係、基礎最低賃金レート及び法律が定めた最低賃金レート規定の方向性に従った他の事実関係を研究及び検討し、仏暦二五五〇年一〇月一九日及び仏暦二五五〇年一月九日の決議により、仏暦二五四一年労働保護法令の第七九条に基づき基礎最低賃金及び県最低賃金レートを変更するに当たり、

仏暦二五四一年労働保護法令の第六条及び八八条の内容に基づく権限に拠り、労働大臣は以下を布告する。

### 第一項

仏暦二五四九年一〇月三〇日付けの最低賃金レートについての労働省布告（第七版）を廃止する。

### 第二項

基礎最低賃金レートを一日144バーツと定める。

### 第三項

バンコク都、ナコンパトム県、ノンタブリ県、パトゥムタニ県、サムットプラカン県及びサムットサーコン県における最低賃金レートを一日194バーツと定める。

### 第四項

プーケット県における最低賃金レートを一日193バーツと定める。

### 第五項

チョンブリ県における最低賃金レートを一日175バーツと定める。

### 第六項

サラブリ県における最低賃金レートを一日170バーツと定める。

### 第七項

チャチュンサオ県、ナコンラチャシマ県、アユタヤ県、ラヨン県における最低賃金レートを一日165バーツと定める。

### 第八項

ラノーン県における最低賃金レートを一日163バーツと定める。

#### 第九項

パンガー県における最低賃金レートを一日162パーツと定める。

#### 第一〇項

クラビー県、ペチャブリ県における最低賃金レートを一日160パーツと定める。

#### 第一一項

チェンマイ県における最低賃金レートを一日159パーツと定める。

#### 第一二項

チャンタブリ県、ロップリ県における最低賃金レートを一日158パーツと定める。

#### 第一三項

カンチャナブリ県における最低賃金レートを一日157パーツと定める。

#### 第一四項

ラチャブリ県、シンブリ県における最低賃金レートを一日156パーツと定める。

#### 第一五項

プラチンブリ県、サムットソクラーム県、サケーオ県における最低賃金レートを一日155パーツと定める。

#### 第一六項

トラン県、ルーイ県、アントン県における最低賃金レートを一日154パーツと定める。

#### 第一七項

プラチュアプキリカン県、ラムプーン県、ソクラー県における最低賃金レートを一日152パーツと定める。

#### 第一八項

コンケン県、チュムポン県、トラート県、ナコンナヨック県、ナコンシータマラート県、ナコンサワン県、ブリラム県、パッタラン県、ペチャブーン県、サトゥーン県、スラータニ県、ノンカイ県、ウドンタニ県、ウタイタニ県における最低賃金レートを一日150パーツと定める。

#### 第一九項

カンペンペット県、チャイナート県、ラムパーン県、スコータイ県、spanブリ県における最

低賃金レートを一日149バーツと定める。

#### 第二〇項

ガラシン県、ナコンパノム県、ナラティワート県、パッタニ県、ピッサヌローク県、ムクダハーン県、ヤラー県、サコンナコン県、ノンブアラムプー県における最低賃金レートを一日148バーツと定める。

#### 第二一項

ターク県、マハーサラカーム県、メーホンソーン県、ヤソートン県、ロイエット県、スリン県、ウタラディット県における最低賃金レートを一日147バーツと定める。

#### 第二二項

チャイヤブーム県、チェンライ県、ピチット県、プレー県、シーサケート県における最低賃金レートを一日146バーツと定める。

#### 第二三項

アムナートジャルン県、ウボンラチャタニ県における最低賃金レートを一日145バーツと定める。

#### 第二四項

ナーン県、パヤオ県における最低賃金レートを一日144バーツと定める。

#### 第二五項

第二項から第二四項までの「日」とは被雇用者の通常の労働時間を意味し、使用者が被雇用者をして通常の労働時間未満の労働をさせたとしても、以下の労働時間を超えないものとする。

(一) 仏暦二五四一年労働保護法令の内容に従い制定された省令第二版（仏暦二五四一年）に基づく被雇用者の健康及び安全に危険を及ぼす恐れのある労働は七時間。

(二) (一) に基づく労働以外の労働については八時間。

#### 第二六項

使用者が被雇用者に対し最低賃金を下回る賃金を支払うことはできない。

#### 第二七項

本布告は仏暦二五五一年（西暦二〇〇八年）一月一日から施行する。

仏暦二五五〇年十一月一二日布告

(おわり)